

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和8年6月24日

水 曜 日

第5535号

目次

告 示

- | | |
|---------------|---|
| ○地籍調査の成果の認証 | 1 |
| ○国土調査の指定 | 3 |
| ○指定公金事務取扱者の指定 | |

告 示

富山県告示第323号

地籍調査の成果の認証について

富山市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 調査を行った者の名称

富山市

- ## 2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和7年10月17日まで

- ### 3 成果の名称

富山市（大字城村の一部、大字八川の一部、大字石屋の一部、大字横内の一部）
の地籍図及び地籍簿

- #### 4 調査を行った地域

富山市（大字城村の一部、大字八川の一部、大字石屋の一部、大字横内の一部）

- 5 認証年月日

令和8年5月28日

富山県告示第324号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

南砺市大字楮の一部（楮Ⅰ）

昭和61年6月24日から令和7年9月8日まで

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅰ）

平成30年4月2日から令和7年3月17日まで

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅱ）

平成30年4月2日から令和7年3月17日まで

南砺市大字小来栖の一部（小来栖Ⅰ）

平成30年4月2日から令和7年3月17日まで

3 成果の名称

南砺市大字楮の一部（楮Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅱ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字小来栖の一部（小来栖Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字楮の一部（楮Ⅰ）

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅰ）

南砺市大字下梨の一部（下梨Ⅱ）

南砺市大字小来栖の一部（小来栖Ⅰ）

5 認証年月日

令和8年5月28日

富山県告示第325号

国土調査の指定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条第 3 項の規定により次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 24 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
高岡市	高岡市広小路、中川一丁目、本丸町

2 調査期間

令和 8 年 6 月 17 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

富山県告示第326号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 24 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県富山市桜橋通り2-25

株式会社PCO

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

令和 8 年度富山県防災士養成研修における一般受講者の受講料の収納及び支出に関する事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和 8 年 6 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年6月3日